

令和6年4月1日付け人事異動方針

- 1 防災意識や災害に対する備えを一層進めるために、防災危機対策室長及び職員を任期付き職員として任用する。
- 2 下水道事業におけるコンセッション方式による事業の継続、及び令和6年度から水道事業が厚労省から国交省へ移管されることを踏まえ、国交省からの職員派遣を継続する。
- 3 国の水産基本計画と一体となって三浦市水産業の更なる発展のため、水産庁との人事交流を継続する。
- 4 市営住宅跡地の利活用について、迅速かつ適正な対応が図れるよう新たな担当部長を配置する。
- 5 定年延長に係る役職定年制により、管理監督職から降任した職員を「特任主査」とし、長年培ってきた経験や知識等を最大限に活用できる配置を行う。
- 6 海業推進の柱の一つでもある海洋教育の推進にさらに取り組むため、人員配置の充実を図る。
- 7 若手職員については、能力・資質の向上、業務適性の把握を図るため、人事異動の標準的な期間を原則2年として、勤務年数・在課年数を考慮した計画的な配置転換を行う。
- 8 在課年数が長期となる職員については、組織の活性化や新たな分野の経験により職員個人の成長を促すため、積極的な配置転換を行う。